

○厚木市住みよいまちづくり条例施行規則

平成15年 9 月26日

規則第53号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 市民参加のまちづくり（第7条～第16条）

第3章 特定開発事業

第1節 特定開発事業の手續等（第17条～第29条）

第2節 特定開発事業の基準等（第30条～第35条）

第3節 紛争の調整（第36条～第46条）

第4章 雑則（第47条～第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の用語の例による。

（規則で定める開発事業）

第3条 条例第3条第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車駐車場、資材置場、グラウンド、テニスコート、自動車洗車場その他これらに類するものの用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第4項に規定する墳墓、同条第6項に規定する納骨堂及び同条第7項に規定する火葬場の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の分別、保管、積替え、再生、処分等を行う施設の設置を目的とする行為

（開発事業の一連性の適用除外）

第4条 条例第3条第3号エに規定する規則で定めるものは、次に掲げる開発事業とする。

- (1) 連続して開発事業を行う場合で、先行する開発事業が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けた場合において、当該指定の公告後1年を経過した後に行う開発事業
- (2) 連続して開発事業を行う場合で、先行する開発事業の目的とするすべての建築物の完了検査済証が交付された後に行う開発事業
- (3) 連続して開発事業を行う場合で、先行する開発事業の都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項に規定する工事の完了の公告後に行う開発事業
- (4) 同時に又は連続して開発事業を行う場合で、条例第27条の規定による承認を受けた者又は建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けた者との関係が、次のいずれにも該当しない者が行う開発事業
- ア 双方が同一の法人又は人である場合
- イ 一方の法人の代表者若しくは役員又は人が他方の法人の代表者若しくは役員又は人である場合

（近隣住民の範囲）

第5条 条例第3条第6号に規定する規則で定める範囲内のものは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 中高層建築物を建築する目的で行う特定開発事業の場合
- ア 開発区域の境界線からの水平距離が15メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有

する者（以下「土地所有者等」という。）

イ 中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が当該中高層建築物の高さの2倍に相当する距離以内の範囲で、かつ、当該中高層建築物（当該中高層建築物に附属する看板、広告塔その他これらに類する工作物を含む。）により冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間に日影を生じる範囲における土地所有者等（土地又は建築物の全部が商業地域、工業地域又は工業専用地域にある場合の土地所有者等を除く。）

(2) 中高層建築物を建築する目的以外の目的で行う特定開発事業の場合 開発区域の境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲における土地所有者等

(3) その他の場合 市長が事業者と協議の上指定する範囲における土地所有者等

（平21規則3・一部改正）

（周辺住民の範囲）

第6条 条例第3条第7号に規定する規則で定める範囲内のものは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者のうち、近隣住民に該当しない者をいう。

(1) 中高層建築物を建築する目的で行う特定開発事業の場合

ア 開発区域の境界線からの水平距離が20メートル以内の範囲における土地所有者等

イ 中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が当該中高層建築物の高さの2倍に相当する距離以内の範囲における土地所有者等

ウ 中高層建築物（当該中高層建築物に附属する看板、広告塔その他これらに類する工作物を含む。）により冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間に日影を生じる範囲における土地所有者等（土地又は

建築物の全部が商業地域、工業地域又は工業専用地域にある場合の土地所有者等を除く。)

エ 中高層建築物により、テレビ放送の電波の著しい受信障害が生じ、又は生じるおそれがある者

(2) 中高層建築物を建築する目的以外の目的で行う特定開発事業の場合 開発区域の境界線からの水平距離が20メートル以内の範囲における土地所有者等

(3) その他の場合 市長が事業者と協議の上指定する範囲における土地所有者等

(平21規則3・一部改正)

## 第2章 市民参加のまちづくり

(協議会認定申請書)

第7条 条例第11条第2項の規定による申請は、地域まちづくり協議会認定申請書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 活動範囲を示す図面
- (3) 構成員名簿
- (4) その他市長が必要と認める図書

(地域まちづくり計画認定申請書等)

第8条 条例第12条第2項の規定による申請は、地域まちづくり計画認定申請書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 地域まちづくり計画の内容を記載した書面
- (2) 地域まちづくり区域を示す図面
- (3) 条例第12条第2項に掲げる要件に該当することを証する書面
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 条例第12条第4項の規定による公表は、次の事項について行うものとする。

- (1) 地域まちづくり計画の名称

- (2) 地域まちづくり計画の内容及び区域
- (3) 地域まちづくり協議会の名称
- (4) その他市長が必要と認める事項  
(地域まちづくり協定締結申出書等)

第9条 条例第13条第2項の規定による申出は、地域まちづくり協定締結申出書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 地域まちづくり協定の内容を記載した書面
- (2) 地域まちづくり区域を示す図面
- (3) 条例第13条第2項に掲げる要件に該当することを証する書面
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申出があった場合において、当該地域まちづくり協定を締結するか否かを決定したときは、当該地域まちづくり協議会に対し、その旨を地域まちづくり協定締結決定通知書により通知するものとする。

3 条例第13条第3項の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 地域まちづくり協定の名称
- (2) 地域まちづくり協定の内容及び区域
- (3) その他市長が必要と認める事項  
(まちづくり市民組織認定申請書)

第10条 条例第16条第2項の規定による申請は、まちづくり市民組織認定申請書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 構成員名簿
- (3) その他市長が必要と認める図書  
(まちづくり推進計画提案書)

第11条 条例第17条第2項の規定による提案は、まちづくり推進計画提案書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) まちづくり推進計画書

(2) 当該まちづくり推進計画に同意する市内に住所を有する者の連署による署名簿

(3) その他市長が必要と認める図書  
(軽易な変更)

第12条 条例第19条第1項に規定するその他軽易な変更と認められるものは、次に掲げる変更とする。

(1) 生産緑地地区の変更

(2) 都市計画施設の位置、区域、面積又は構造の変更その他これらに類するもの

(規則で定める利害を有する者)

第13条 条例第19条第2項に規定する規則で定める利害を有する者は、市内に存する土地について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

(都市計画の案に対する意見書等)

第14条 条例第19条第2項の規定による意見書の提出は、都市計画の案に対する意見書により行うものとする。

2 市長は、条例第19条第3項に規定する回答書は、前項に規定する都市計画の案に対する意見書を同趣旨の意見ごとに区分し、その趣旨ごとに一括して作成することができる。

(地区計画等の原案に対する意見書等)

第15条 条例第21条第4項の規定による意見書の提出は、地区計画等の原案に対する意見書により行うものとする。

2 条例第21条第5項に規定する回答書は、前項に規定する地区計画等の原案に対する意見書を同趣旨の意見ごとに区分し、その趣旨ごとに一括して作成することができる。

(地区計画等の原案の申出書)

第16条 条例第22条第1項の規定による申出は、地区計画等の原案の申出書により行うものとする。

### 第3章 特定開発事業

#### 第1節 特定開発事業の手続等

(特定開発事業承認申請書の記載事項及び添付図書)

第17条 条例第23条第1項に規定する特定開発事業承認申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者及び代理人の氏名又は名称、電話番号及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 開発区域の所在及び地番
- (3) 特定開発事業の目的
- (4) 開発規模
- (5) 特定開発事業により建築される建築物（以下「予定建築物」という。）の概要
- (6) 都市計画における区域区分等
- (7) 都市計画施設の有無とその計画概要
- (8) 自動車駐車場及び自転車駐車場の台数
- (9) 緑化面積
- (10) 道路の整備内容
- (11) 排水施設の整備内容
- (12) 公園等の整備内容
- (13) 防災施設の整備内容
- (14) ごみ集積所の規模
- (15) 文教施設の整備内容
- (16) 新設する公共公益施設の面積等
- (17) がけ面の有無と保護方法

(18) その他市長が必要と認める事項

2 条例第23条第1項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

ただし、市長が添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 別表第1に掲げる図書

(2) 開発区域が明示されている土地の公図の写し

(3) 開発区域の土地及び建物の登記事項証明書又はこれに代わるもの（申請時前3箇月以内のものに限る。）

(4) 開発区域の土地及び建築物の所有者の同意を証する書面並びに印鑑登録証明書（申請時前3箇月以内のものに限る。）

(5) 開発区域の土地及び建物について特定開発事業の妨げとなる権利を有する者の同意を証する書面並びに印鑑登録証明書（申請時前3箇月以内のものに限る。）

(6) 開発区域の土地と当該土地に接する公共施設の境界が確定していることを証する書面

(7) 条例第26条第1項及び第2項の規定による説明の概要を明らかにした書面

(8) 雨水に関する流量計算をした書面

(9) 条例第40条第1項の規定による調査の結果を記載した報告書

(10) 委任状

(11) 開発区域の現況を撮影した写真

(12) その他市長が必要と認める図書

（平17規則12・一部改正）

（規則で定める特定開発事業）

第18条 条例第24条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる特定開発事業とする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置を目

的とする特定開発事業

- (2) 中高層建築物のうち、一戸当たりの面積（ベランダ、バルコニー、パイプスペース及びメーターボックスに係るものを除く。）が29平方メートル未満の形式（以下「ワンルーム形式」という。）のもので、かつ、戸数が180戸以上のものの建築を目的とする特定開発事業

（開発（建築）計画書の記載事項及び添付図書）

第19条 条例第24条第1項に規定する開発（建築）計画書に記載する事項は、第17条第1項各号（第16号を除く。）に掲げるものとする。

2 条例第24条第1項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、市長が添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 別表第1に掲げる図書のうち、次に掲げるもの

ア 位置図

イ 区域図

ウ 現況図

エ 土地利用計画図

オ 予定建築物平面図

カ 予定建築物立面図

キ 予定建築物断面図

(2) 開発区域が明示されている土地の公図の写し

(3) その他市長が必要と認める図書

（標識の記載事項及び様式）

第20条 条例第25条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者、代理人及び工事施行者の氏名又は名称、電話番号及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 開発区域の所在及び地番

(3) 特定開発事業の目的

- (4) 開発規模
- (5) 予定建築物の概要
- (6) 工事の予定期間

2 条例第25条第1項に規定する標識の様式は、第1号様式とする。

(近隣住民等への説明方法)

第21条 条例第26条第1項に規定する規則で定める方法は、次項から第9項までに定めるとおりとする。ただし、当該方法により説明をすることが困難な場合において、市長が相当な理由があると認めるときは、市長が適当と認め他の方法により説明することができる。

2 説明は、次に掲げる事項を記載した説明資料及び図面をもって行うものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した書面

- ア 前条第1項に掲げる事項
- イ 工事の予定期間及び作業時間
- ウ 安全対策
- エ 災害防止の対策
- オ 土砂等の搬出入計画
- カ 周辺の住環境に及ぼす著しい影響及びその対策
- キ 緊急時の連絡先

(2) 特定開発事業の計画概要を示した図面

(3) 建築基準法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物の建築を目的とする特定開発事業にあつては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2の(29)項に規定する日影図

(4) 中高層建築物の建築を目的とする特定開発事業にあつては、テレビ電波障害の対策

3 説明は、説明会を開催することにより行うことを原則とする。ただし、近

隣住民又は周辺住民から説明会の開催の要望がないときは、当該近隣住民又は周辺住民へ個別に説明を行うことに代えることができる。

- 4 前項の規定により説明会による説明を行うときは、当該説明会を開催する日の10日前までに、近隣住民又は周辺住民に対して当該説明会を開催する旨の通知をしなければならない。
- 5 第3項の規定により説明会による説明を行った場合において、近隣住民又は周辺住民が当該説明会に参加しなかったときは、当該近隣住民又は周辺住民に対して個別に説明をしなければならない。
- 6 第3項ただし書又は前項の規定により個別に説明を行う場合において、近隣住民若しくは周辺住民が不在のとき、又は市外に居住し、若しくは所在するときは、説明資料の郵便受箱等への差し入れ又は郵送による説明に代えることができる。
- 7 前項の規定による説明を行うときは、説明資料に当該特定開発事業に係る問い合わせのための連絡先及び問い合わせのできる期限を記載するものとし、当該期限までに連絡のない近隣住民又は周辺住民については、説明がなされたものとみなすことができる。
- 8 前項に規定する期限は、当該資料を郵便受箱等又は郵便差出箱に差し入れた日の翌日から起算して10日以上経過した日とする。
- 9 店舗又は事務所で構成された建物全体を管理する管理者がいる場合において、当該管理者から当該管理者が当該建物の占有者に対して第2項に掲げる事項について周知する旨の承諾が得られ、かつ、当該管理者から当該周知の実施の日及び方法並びに当該占有者の当該特定開発事業に対する意見の内容を確認できたときは、当該周知をもって当該占有者に対する説明がなされたものとみなすことができる。

(平20規則4・平27規則5・令6規則8・一部改正)

(説明を要しない変更)

第22条 条例第26条第3項に規定する規則で定める変更は、近隣住民の範囲に

変更が生じないもので、かつ、当該変更が近隣住民及び周辺住民に影響を及ぼさないもののうち、市長が認めるものとする。

(特定開発事業の承認等)

第23条 市長は、条例第23条第1項の規定により特定開発事業承認申請書の提出を受けた場合において、条例第27条の規定により承認するときは特定開発事業承認書により、承認しないときは特定開発事業不承認書により当該事業者に通知するものとする。

(変更承認申請書の記載事項及び添付図書)

第24条 条例第30条第1項に規定する特定開発事業変更承認申請書に記載する事項については、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者及び代理人の氏名又は名称、電話番号及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更前の承認の年月日及び番号
- (3) 変更理由
- (4) 変更内容

2 条例第30条第1項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 第17条第2項各号に掲げる図書（前2号に掲げるものを除く。）のうち、特定開発事業の内容の変更に伴い、変更が生じるもの

(変更の承認等)

第25条 市長は、条例第30条第1項の規定により特定開発事業変更承認申請書の提出を受けた場合において、同条第2項の規定により承認するときは特定開発事業変更承認書により、承認しないときは特定開発事業変更不承認書により当該事業者に通知するものとする。

(変更承認申請書の提出を要しない軽微な変更)

第26条 条例第30条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次

に掲げるもの（都市計画法第35条の2第1項に規定する変更の許可を要するものを除く。）とする。

- (1) 第17条第1項第1号に掲げる事項の変更
- (2) 第17条第1項第5号に掲げる事項の変更のうち、近隣住民及び周辺住民の範囲に変更がないもの
- (3) 第23条に規定する特定開発事業承認書又は前条に規定する特定開発事業変更承認書の内容に変更が生じない変更
- (4) その他市長が認めるもの  
(平27規則5・一部改正)

(特定開発事業承継申請書の記載事項等)

第27条 条例第31条第2項に規定する特定開発事業承継申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者及び代理人の氏名又は名称、電話番号及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 条例第27条の規定による承認を受けた事業者の氏名又は名称、電話番号及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 承継の理由
- (4) 特定開発事業の現況

2 条例第31条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 地位の承継を証する図書
- (2) 事業者の印鑑登録証明書（申請時前3箇月以内のものに限る。）
- (3) 開発区域の土地及び建物の登記事項証明書又はこれに代わるもの（申請時前3箇月以内のものに限る。）
- (4) 特定開発事業承認書の写し
- (5) その他市長が必要と認める図書

3 条例第31条第2項の規定による承継の承認は、特定開発事業承継承認書により行うものとする。

(平17規則12・一部改正)

(建築物等の使用開始の制限の適用除外)

第28条 条例第33条に規定する市長がやむを得ないと認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 特定開発事業により建築した建築物が建築基準法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けたとき。
- (2) 自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする特定開発事業であるとき。
- (3) その他市長が特定開発事業により設置した施設の使用を特にやむを得ないと認めるとき。

(承認の失効の適用除外)

第29条 条例第34条第3項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる特定開発事業とする。

- (1) 都市計画法第29条第1項に規定する許可を受けている特定開発事業
- (2) 予定建築物が建築基準法第6条第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認済証の交付を受けている特定開発事業
- (3) その他市長が認める特定開発事業

#### 第2節 特定開発事業の基準等

(自動車駐車場及び自転車駐車場の設置に関する基準等)

第30条 条例第35条第2号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 自動車駐車場の設置に関する基準

ア 別表第2に掲げる最低基準台数(以下「最低基準台数」という。)以上の自動車駐車場の台数を確保すること。ただし、次に掲げるときは、周辺状況等を考慮の上、自動車駐車場の台数について別に協議する。

- (ア) 近隣商業地域又は商業地域内で、かつ、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画が定められた区域で特定開発事業を行う

とき。

(イ) 近隣商業地域又は商業地域内で中高層建築物の建築を目的とする特定開発事業（開発規模が500平方メートル未満のものに限る。）

イ 自動車駐車場（機械式のものを除く。）の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル、奥行き5メートル以上確保すること。ただし、最低基準台数の10分の1以内の台数に係る規模については、駐車台数1台につき幅2.1メートル、奥行き3.8メートル以上とすることができる。

(2) 自転車駐車場の設置に関する基準

ア 別表第3に掲げる最低基準台数以上の自転車駐車場の台数を確保すること。

イ 自転車駐車場の規模は、駐車台数1台につき幅0.6メートル、奥行き1.9メートル以上確保すること。ただし、適切に駐車が可能なときは、この限りでない。

2 厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和63年厚木市条例第4号）の規定により駐車場を附置する建築物の建築を目的とする特定開発事業については、同条例で定める規模の駐車場を設置するとともに、前項に規定する基準に適合するよう行われなければならない。

（令8規則12・一部改正）

（緑化に関する基準）

第31条 条例第35条第3号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該特定開発事業に関し、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定により届出を行う場合又は自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第22条の規定により協定を締結する場合については、第2号から第4号までに掲げる基準は、適用しない。

(1) 自然林等の保全 開発区域内に自然林等があるときは、予定建築物の配置を考慮し、その樹木及び樹林の保全に努めること。

(2) 緑化率等 別表第4に掲げる緑化率により緑化すること。

(3) 緑化地の面積の算定方法

ア 既存の樹木の場合

(ア) 独立している樹木のときは、樹冠の投影面積

(イ) 複数の樹木が接しているとき、又は一団の樹林地を形成しているときは、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積

イ 新たに植栽する樹木の場合 別表第5により算定した面積（当該面積が緑化のため区画された土地の面積を上回る場合は、当該区画された土地の面積）。ただし、10平方メートル以上の樹冠の投影面積を持つ樹木については、当該樹冠の投影面積を緑化地の面積として算定する。

ウ 芝等の場合 開発規模が10,000平方メートル以上の特定開発事業について芝等による緑化ができることとし、芝等の面積に0.2を乗じて得た面積

エ 屋上緑化する場合 市街化調整区域を除く区域で行う特定開発事業について市長が別に定めるところにより屋上緑化ができることとし、近隣商業地域又は商業地域にあつては別表第4に掲げる算定基準面積に同表に掲げる緑化率を乗じて得た面積、その他の区域（市街化調整区域を除く。）にあつては当該面積に0.5を乗じて得た面積

オ 生垣の場合 市長が別に定めるところにより設けた生垣の延長1メートル当たり1.5平方メートルとして算定した面積

カ 条例第36条第3号の規定により公園等を設置する場合 一戸建ての住宅の建築を目的とする特定開発事業を除き、アからオまでの規定により算定した面積と当該公園等の面積を合計した面積

(4) 緑化地の整備等 緑化地は、縁石等により区画し、市長が別に定める方法により整備等を行うこと。

(5) 植栽する樹木等の配置等

ア 植栽する樹木等の配置については、消防活動、隣地への影響等を十分考慮すること。

イ 植栽する樹木の選定に当たっては、市長が別に定める種類を参考とし、将来、高木、中木及び低木が一体となった多層林となるように努めること。

ウ 日照その他の樹木等の生育条件を十分考慮すること。

(平21規則3・平27規則5・一部改正)

(埋蔵文化財の保護に関する措置)

第32条 条例第35条第4号に規定する規則で定める措置は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内及びその周辺で特定開発事業を行うときにおいて、市長と埋蔵文化財の保護について協議することとする。

(平20規則4・令6規則8・一部改正)

(公共公益施設の整備基準等)

第33条 条例第36条各号に掲げる公共公益施設の整備の基準は、同条各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 道路の整備等に関する事項

ア 開発区域内に設置する道路の整備は、都市計画法第29条第1項に規定する許可に係る道路の整備に関する審査基準により整備すること。

イ 開発区域が接する市道の整備は、市長が別に定める厚木市道路の幅員整備及び用地の引継ぎ等に関する基準（平成15年厚木市告示第160号）に規定する道路幅員を確保するとともに、市道の新設又は改良計画の実施時期、内容等について、市長と協議し、必要な整備をすること。

ウ 開発区域内に設置する道路及び開発区域が接する市道の構造は、アに規定するもののほか、市長が別に定める厚木市道路構造基準（平成15年厚木市告示第161号）により整備すること。ただし、次条に掲げるものにつ

いては、この限りでない。

エ 道路占用及び道路自費工事の取扱い

(ア) 開発区域内に設置する道路及び開発区域が接する市道には、直接交通の障害となる電柱等の施設を設置しないこと。ただし、次条に掲げるものについては、この限りでない。

(イ) 市道及び特定開発事業により設置する道路に道路占用掘削工事があるときは、厚木市道路占用規則（平成元年厚木市規則第1号）の規定により整備すること。

(ウ) 特定開発事業により市道に影響が生じるときは、道路自費工事の承認を得て整備すること。

(エ) 開発区域内に設置する道路及び開発区域が接する市道には、交通安全上必要な施設を整備すること。

オ 開発区域内に都市計画道路が存するとき、当該都市計画道路の整備の実施時期、内容等について、市長と協議すること。

(2) 排水施設の整備等に関する事項

ア 排水施設の構造は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）及び市長が別に定める厚木市排水施設構造等基準（平成15年厚木市告示第162号）によること。

イ 開発区域から公共下水道へ放流する下水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水をいう。以下同じ。）の水質基準は、下水道法及び厚木市下水道条例（昭和45年厚木市条例第34号）に規定する基準に適合すること。

ウ 雨水調整施設

(ア) 雨水貯留施設は、市長が別に定める厚木市雨水貯留施設設置基準（平成15年厚木市告示第163号）により設置すること。

(イ) 雨水浸透施設は、市長が別に定める厚木市雨水浸透施設設置基準（平成15年厚木市告示第164号）により設置すること。ただし、がけ地等周

辺状況により雨水を浸透させることが適当でないとき市長が認めるときは、この限りでない。

エ 農業用水路への放流制限等

(ア) 開発区域内の下水を農業用水路に放流しないこと。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(イ) (ア) ただし書の規定により開発区域内の下水を農業用水路へ放流するときは、当該用水利用関係者と協議すること。

オ 特定開発事業に伴うかんがい用水源等への影響については、十分調査し、枯渇等のおそれがあるときは、用水源等の機能維持等必要な措置を講ずること。

(3) 公園等の整備等に関する事項

ア 公園等は、別表第6に掲げる公園等の種別により整備すること。

イ 公園等の位置は、住民が安全で利用しやすい場所を選定するとともに、周辺の環境保全及び防災上の避難活動に配慮し、設置すること。

ウ 公園等内の施設は、市長が別に定める厚木市公園等整備基準（平成15年厚木市告示第165号）により整備すること。

(4) 防災施設の整備等に関する事項

ア 消防活動場所等の設置

(ア) 高さが10メートルを超え、かつ、消防活動が容易にできない建築物（自己の居住の用に供するものを除く。）を建築しようとするときは、厚木市消防長（以下「消防長」という。）が別に定める厚木市消防活動場所等設置基準（平成15年厚木市消防本部告示第2号）により、当該建築物にはしご付消防自動車は容易に活動できる場所（以下「消防活動場所」という。）を設置すること。

(イ) 開発区域の周辺の道路、地形又は空中障害物等により、いかなる措置を講じても消防活動場所の確保が困難なときは、厚木市消防活動場所等設置基準により代替施設等の設置について消防長と協議の上、必

要な措置を講ずること。

イ 消防水利施設の設置

(ア) 開発規模又は予定建築物の延べ面積のいずれかが2,000平方メートル以上の特定開発事業を行うときは、消防長が別に定める厚木市消防水利施設設置基準（平成15年厚木市消防本部告示第3号）により、開発区域内に防火水槽を設置すること。ただし、当該開発区域全域が、市が管理する常時貯水量が40立方メートル以上の防火水槽等から半径140メートルの範囲にあるとき（河川、軌道、交通量の多い道路等により当該範囲が分断されているとき、及び起伏が激しく消防活動に支障があるときを除く。）その他市長が認めるときは、この限りでない。

(イ) 開発規模が2,000平方メートル以上の特定開発事業を行う場合において、当該特定開発事業に伴って直径100ミリメートル以上の水道管を布設するときは、厚木市消防水利施設設置基準及び上水道管理者が定める技術基準により、消火栓を設置すること。ただし、当該開発区域全域が、既設消火栓から半径140メートルの範囲にあるとき（河川、軌道、交通量の多い道路等により当該範囲が分断されているとき、及び起伏が激しく消防活動に支障があるときを除く。）その他市長が認めるときは、この限りでない。

(5) ごみ集積所の整備等に関する事項

ア 住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、開発区域内の道路等に接し、かつ、ごみ収集作業に支障がない場所に、別表第7に掲げる基準によりごみ集積所（資源集積所と兼用のものを含む。）を設置すること。

イ 特定開発事業により建築される住宅の戸数が別表第7に掲げる基準に満たない場合において、開発区域周辺のごみ集積所の配置状況等を考慮して市長が必要と認めるときは、別表第7に掲げる基準の例によりごみ集積所を設置すること。

ウ ア又はイの規定により設置するごみ集積所の構造等は、市長が別に定める厚木市ごみ集積所の設置等に関する基準（平成15年厚木市告示第166号）によること。

(6) 文教施設の整備等に関する事項

ア 市街化調整区域において、開発規模が20ヘクタール以上の住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、厚木市公民館整備基準（平成15年厚木市教育委員会告示第14号）及び厚木市学校整備基準（平成15年厚木市教育委員会告示第13号）により、次に掲げる文教施設の用地を確保すること。ただし、周辺の状況等により、市長及び厚木市教育委員会が必要ないと認めるときは、この限りでない。

(ア) 公民館

(イ) 小学校及び中学校

イ 住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、当該住宅に居住することとなる児童及び生徒の小学校及び中学校への受入れ等について、厚木市教育委員会と必要な協議をすること。

（平17規則44・平22規則31・平27規則5・令6規則8・一部改正）

（引継ぎを要しない公共公益施設）

第34条 条例第37条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる公共公益施設及びその用地とする。

- (1) 国有財産等で引き継ぐことができない公共公益施設及びその用地
- (2) 市長と協議の上、市が管理することが適当でないとされた公共公益施設及びその用地

（平17規則44・一部改正）

（公共公益施設の引継ぎ方法）

第35条 条例第37条第1項の規定により市に引き継ぐこととなる公共公益施設及びその用地は、市長が別に定めるものを除き、原則として市に無償で引き継ぐものとする。

2 前項に定めるもののほか、公共公益施設及びその用地の引継ぎ方法については、市長が別に定める。

### 第3節 紛争の調整

(あっせんの申出)

第36条 近隣住民又は周辺住民と事業者又は工事施行者（以下「当事者」という。）は、条例第44条第1項又は第2項に規定する紛争の調整を申し出ようとするときは、あっせん申出書により市長に申し出なければならない。

(あっせんの開始等)

第37条 市長は、前条の規定による申出があった場合において、条例第44条第1項又は第2項の規定によりあっせんを行うときはあっせん開始通知書により、あっせんを行わないときは、あっせん却下通知書により当事者に通知するものとする。

(紛争相談員)

第38条 条例第44条第4項に規定する厚木市特定開発事業紛争相談員（以下「紛争相談員」という。）は、法律、建築又は環境に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 紛争相談員の任期は、2年とする。
- 3 紛争相談員は、再任されることができる。

(あっせんの打ち切り)

第39条 市長は、条例第45条の規定によりあっせんを打ち切るときは、あっせん打ち切り通知書により当事者に通知するものとする。

(調停移行の勧告等)

第40条 市長は、条例第46条第1項の規定により当事者に対し調停に移行するよう勧告するときは、調停移行勧告書により当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた当事者は、調停移行勧告回答書により当該勧告の受諾をする旨又はしない旨を市長に回答しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により当事者の一方から勧告を受諾しない旨の回答を

受けた場合において、調停に移行するように再度勧告すべき相当の理由があると認めるときは、調停移行再勧告書により当該当事者に通知するものとする。

- 4 前項の規定により通知を受けた当事者は、調停移行再勧告回答書により当該勧告の受諾をする旨又はしない旨を市長に回答しなければならない。

(調停の開始等)

第41条 市長は、条例第46条第2項又は第3項の規定により調停を行うときは、調停開始通知書により当事者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項又は第4項の規定により勧告を受諾しない旨の回答を受けた場合において、調停へ移行しないときは、調停移行取りやめ通知書により当事者に通知するものとする。

(調停案の受諾の勧告等)

第42条 市長は、条例第46条第4項の規定により当事者に対し調停案の受諾を勧告するときは、調停案受諾勧告書により当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた当事者は、調停案受諾勧告回答書により当該調停案の受諾をする旨又はしない旨を市長に回答しなければならない。

(調停の打ち切り)

第43条 市長は、条例第47条第1項の規定により調停を打ち切るとき、又は同条第2項の規定により調停が打ち切られたものとみなすときは、調停打切通知書により当事者に通知するものとする。

(あっせん又は調停の出席者等)

第44条 あっせん又は調停に出席することのできる者は、当事者とする。

- 2 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、あっせん又は調停に出席できる者として当事者のうちから1人又は数人の代表者を選定するよう求めることができる。
- 3 当事者は、前項の規定により代表者を選定したときは、代表当事者選定書により市長に届け出なければならない。

(出頭等の要請)

第45条 市長は、条例第49条の規定により当事者の出頭を求め、その意見を聴き、又は関係図書の提出を求めようとするときは、特定開発事業の紛争に係る当事者等出頭要請書又は特定開発事業の紛争に係る関係図書請求書により通知するものとする。

(工事着手の延期等の要請)

第46条 市長は、条例第50条の規定により工事の着手の延期又は工事の停止を要請しようとするときは、工事着手の延期等要請書により通知するものとする。

#### 第4章 雑則

(適用除外)

第47条 条例第51条第3号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 都市計画法第29条第1項各号（第2号を除く。）に規定する許可を要しない特定開発事業のうち、次のいずれかに該当するものとする。

ア 市又は市の機関が行う特定開発事業

イ 非常災害のため必要な応急処置として行う特定開発事業

ウ 高さが12メートル以下又は地階を除く階数が3以下の自己の居住の用に供する住宅（周辺への影響が少ない店舗、事務所、工場等の併用のものを含む。）の建築を目的とする特定開発事業

エ 建築基準法第85条に規定する仮設建築物の建築を目的とする特定開発事業

オ 開発区域内の既存の建築物と同一の用途であり、又は一体的利用に供する建築物の建築を目的とする特定開発事業のうち、市長が周辺環境に著しい影響がないと認めるもの

カ その他市長が特に認める特定開発事業

(2) 都市計画法第29条第1項第2号に規定する許可を要しない特定開発事業

(平20規則4・平27規則5・一部改正)

(命令書)

第48条 条例第52条の規定による命令は、命令書により行うものとする。

(勧告書)

第49条 条例第53条の規定による勧告は、勧告書により行うものとする。

(特定開発事業に係る状況報告書)

第50条 条例第54条第1項の規定による報告は、特定開発事業に係る状況報告書により行うものとする。

(身分証明証)

第51条 条例第54条第2項に規定する身分を示す証明証の様式は、第2号様式とする。

(公表)

第52条 条例第55条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 住所又は事務所の所在地及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 開発区域の所在及び地番
- (3) 開発規模
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第55条第1項の規定による公表は、厚木市公告式条例（昭和30年厚木市条例第1号）第2条第2項に規定する方法その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

(令8規則10・一部改正)

(その他)

第53条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（厚木市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例施行規則の廃止）

2 厚木市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例施行規則（平成8年厚木市規則第5号）は、廃止する。  
（経過措置）

3 この規則の施行の際現に厚木市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例（平成8年厚木市条例第1号）第6条第4項の規定により厚木市建築紛争相談員である者は、施行日に第38条第1項の規定により厚木市特定開発事業紛争相談員として委嘱されたものとみなす。

附 則（平成17年規則第12号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年規則第44号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
2 この規則の施行の際現に厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）第24条第1項の規定による開発（建築）計画書の提出がなされ、又は同条例第25条第4項の規定による標識の設置に関する届出書の届出がなされている特定開発事業については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第3号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
2 この規則による改正後の厚木市住みよいまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）の規定に基づく開発（建築）計画書の提出及び標識の設置に関する届出書の届出が行われる特定開発事業について適用する。

附 則（平成22年規則第31号）

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第33条第4号イ（ア）ただし書及び（イ）ただし書の規定は、この規則の施行の日以後に厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）の規定に基づく開発（建築）計画書の提出及び標識の設置に関する届出書の届出が行われる特定開発事業について適用する。

附 則（平成27年規則第5号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定、第26条第3号の改正規定並びに第33条第1号イ、ウ並びにエ（ア）及び（エ）並びに第3号アの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第31条及び別表第4の規定は、施行日以後に厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）第23条第1項の規定による特定開発事業承認申請書又は同条例第30条第1項の規定による特定開発事業変更承認申請書の提出が行われる特定開発事業について適用する。
- 3 この規則による改正後の第33条第5号の規定は、施行日以後に厚木市住みよいまちづくり条例第24条第1項の規定による開発（建築）計画書の提出又は同条例第25条第4項の規定による標識の設置に関する届出書の届出が行われる特定開発事業について適用する。

附 則（令和6年規則第8号）抄

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規則第10号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規則第12号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第17条、第19条関係）

図書の名称	図書に明示すべき事項等	縮尺	備考
位置図	縮尺、方位及び開発区域	1／	

		50,000以上	
区域図	縮尺、方位及び開発区域	1 / 2,500以上	
現況図	縮尺、方位、開発区域、公共公益施設の位置、規模、形状及び名称（路線名等）並びに地盤高	1 / 500以上	
公共公益施設新旧対照図	縮尺、方位並びに既設又は新設の公共公益施設の位置、規模、所有者及び管理者	1 / 500以上	
土地利用計画図	縮尺、方位、開発区域、公共公益施設の位置、規模、形状及び名称（路線名等）、地盤高、予定建築物の位置、緑化の位置、自動車駐車場及び自転車駐車場の位置並びに規模、消防活動場所並びに住宅の敷地面積	1 / 500以上	
造成計画平面図	縮尺、方位、開発区域、がけ又は擁壁の位置、切土又は盛土をする部分、地盤高、地下排水管の位置及び構造、道路の位置及び幅員、地盤高並びに表土の復元等の措置をする部分	1 / 500以上	
造成計画断面図	縮尺、切土又は盛土をする前後の地盤面並びに擁壁及びがけの位置	1 / 500以上	
がけ断面図	縮尺、がけの高さ、勾配、土質（土の種類及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1 / 50以上	

擁壁断面図	縮尺、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1 / 50以上	
求積図	縮尺、方位並びに開発区域の面積及び面積表	1 / 500以上	原則として、三斜法により面積を算出すること。
予定建築物平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床面積及び床面積表	1 / 100以上	各階ごと
予定建築物立面図	縮尺、軒の高さ及び建築物の高さ	1 / 100以上	4面
予定建築物断面図	縮尺、軒の高さ及び建築物の高さ	1 / 100以上	2面以上
機械式自動車駐車場構造図	縮尺及び機械式自動車駐車場の構造	1 / 100以上	
緑化計画平面図	縮尺、方位並びに緑化の位置、樹種及び本数	1 / 500以上	
緑化求積図	縮尺、方位並びに緑化面積及び面積表	1 / 500以上	原則として、三斜法により面積を算出すること。
道路断面図	縮尺並びに道路の断面及び幅員	1 / 100以上	
道路構造図	縮尺、道路の構造及び形状並びに使用材の構造及び寸法	1 / 50以上	

排水施設計画平面図	縮尺、方位、開発区域並びに排水施設の名称、位置、種類、規模、勾配、水の流れの方向及び放流先の状況	1 / 500以上	
排水施設断面図	縮尺並びに排水施設の名称、位置、埋設の深さ及び放流先の状況	1 / 50以上	
排水施設構造図	縮尺並びに排水施設の構造及び形状	1 / 100以上	
消防水利施設構造図	縮尺、防火水槽の容積及び構造並びに標識等の姿図	1 / 500以上	
ごみ集積所構造図	縮尺及びごみ集積所の構造	1 / 50以上	

備考 上記図書のうち、他の図面と併記して用いることができるものは、他の図面と併用できる。

別表第2（第30条関係）

建築物の用途	用途地域	最低基準台数
一戸建ての住宅	全域	戸数に相当する台数
共同住宅	近隣商業地域 商業地域	戸数に50パーセントを乗じて得た台数
	上記以外の地域	戸数に70パーセントを乗じて得た台数
ワンルーム形式の建築物	近隣商業地域 商業地域	戸数に40パーセントを乗じて得た台数
	上記以外の地域	戸数に50パーセントを乗じて得た台数
上記以外のもの	全域	別に協議

備考

- 1 開発区域が用途地域の区分のうち、近隣商業地域又は商業地域と上記以外の地域の双方にわたるときは、戸数にその開発区域の当該用途地域の区分にある各部分の面積の開発規模に対する割合を戸数に応じて算定

した台数を合計した台数を最低基準台数とする。

- 2 建築物の用途が複数になるときは、それぞれの区分に応じて算定した台数を合計した台数を最低基準台数とする。

別表第3（第30条関係）

建築物の用途	用途地域	最低基準台数
一戸建ての住宅及び 共同住宅	全域	戸数に相当する台数
ワンルーム形式の建 築物		戸数に50パーセントを乗じて得た台数
上記以外のもの		別に協議

備考 建築物の用途が複数になるときは、それぞれの区分に応じて算定した台数を合計した台数を最低基準台数とする。

別表第4（第31条関係）

（平21規則3・平27規則5・一部改正）

用途地域	算定基準面積	緑化率
近隣商業地域 商業地域	500平方メートル以上	3パーセント以上
上記以外の区域	500平方メートル以上3,000平方 メートル未満	5パーセント以上
	3,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満	10パーセント以上
	10,000平方メートル以上	15パーセント以上

備考

- 1 算定基準面積とは、開発規模から当該特定開発事業により設置する公共公益施設（公園等を除く。）の面積を除いた面積をいう。
- 2 緑化率とは、算定基準面積に対する緑化地の面積の割合をいう。
  - (1) 緑化率を算定する場合の緑化地とは、樹木等を植栽した土地をい

う。

(2) 前号の樹木等とは、樹木、芝等（芝その他の地被植物をいう。）及び生垣をいう。

3 開発区域が用途地域の区分のうち近隣商業地域又は商業地域と上記以外の区域の双方にわたるときは、開発区域の当該用途地域の区分にある各部分の面積に用途地域と算定基準面積に応じたそれぞれの緑化率を乗じて得た面積を合計した面積の算定基準面積に対する割合を緑化率とする。

4 一戸建ての住宅の建築を目的とする特定開発事業については、緑化率を各住宅の敷地面積の5パーセント以上とする。この場合において、住宅の建築後に緑化することができるものとする。

別表第5（第31条関係）

（平21規則3・一部改正）

区分	生育したときの樹高	植栽時の樹高	緑化地の面積として算定する面積（1本につき）
高木	10メートル以上	3メートル以上	10平方メートル
中木	5メートル以上10メートル未満	1.5メートル以上	3平方メートル
低木	5メートル未満		0.25平方メートル

別表第6（第33条関係）

特定開発事業の目的	公園等の種別
住宅	公園
業務施設（事務所、倉庫、研究所等） 宿泊施設（ホテル、旅館、研修所等） 商業施設（百貨店、遊技場、各種店舗）	緑地・広場
複合施設	別に協議

その他

備考 公園等の種別は、上記を標準とし、周辺の土地利用状況によって決定する。

別表第7（第33条関係）

（平17規則44・一部改正）

住宅の区分	設置基準	面積
共同住宅	15戸以上のものに1箇所以上	戸数に0.25平方メートルを乗じて得た面積以上
ワンルーム形式の住宅	25戸以上のものに1箇所以上	戸数に0.15平方メートルを乗じて得た面積以上
上記以外の住宅	15戸に1箇所の割合	戸数に0.25平方メートルを乗じて得た面積以上

備考


- 1 住宅の区分が複数になる場合において、戸数が15戸以上のときは、それぞれの区分に応じて算定した面積を合計した面積以上のごみ集積所を1箇所以上設置するものとする。
- 2 上記の基準にかかわらず、当該基準によりごみ集積所の面積が確保できないと市長が特に認めた場合は、市に用地を引き継ぐときにあっては3平方メートル以上、市に用地を引き継がないときにあっては1平方メートル以上の有効面積であるごみ集積所を設置するものとする。
- 3 資源集積所と兼用のもの場合は、ごみ集積所の設置等に関する基準による。

第1号様式(第20条関係)

90cm 以上																													
90cm 以上	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">事業者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者)及び電話番号</td> <td style="padding: 5px;">住 所 氏 名</td> <td style="padding: 5px;">電話 ( )</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">代理人又は設計者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者)及び電話番号</td> <td style="padding: 5px;">住 所 氏 名</td> <td style="padding: 5px;">電話 ( )</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事施行者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者)及び電話番号</td> <td style="padding: 5px;">住 所 氏 名</td> <td style="padding: 5px;">電話 ( )</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発区域の所在及び地番</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">厚木市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特定開発事業の目的</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発規模</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> rowspan="3"&gt;予定建築物の概要</td> <td style="padding: 5px;">敷地面積</td> <td style="padding: 5px;">建築面積</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">延べ面積</td> <td style="padding: 5px;">高さ・階数</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">構造</td> <td style="padding: 5px;">棟数・戸数</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事の予定期間</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	事業者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者)及び電話番号	住 所 氏 名	電話 ( )	代理人又は設計者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者)及び電話番号	住 所 氏 名	電話 ( )	工事施行者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者)及び電話番号	住 所 氏 名	電話 ( )	開発区域の所在及び地番	厚木市		特定開発事業の目的			開発規模			rowspan="3">予定建築物の概要	敷地面積	建築面積	延べ面積	高さ・階数	構造	棟数・戸数	工事の予定期間		
	事業者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者)及び電話番号	住 所 氏 名	電話 ( )																										
	代理人又は設計者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者)及び電話番号	住 所 氏 名	電話 ( )																										
	工事施行者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者)及び電話番号	住 所 氏 名	電話 ( )																										
	開発区域の所在及び地番	厚木市																											
	特定開発事業の目的																												
	開発規模																												
	rowspan="3">予定建築物の概要	敷地面積	建築面積																										
	延べ面積	高さ・階数																											
	構造	棟数・戸数																											
工事の予定期間																													
<p>この標識は、厚木市住みよいまちづくり条例第25条第1項の規定に基づき、設置するものです。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日設置</p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; height: 40px;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>																													
50cm 以上																													

第2号様式(第51条関係)

(表)

		第	号
	身 分 証 明 証		
	所 属		
	氏 名		
		年	月 日生
上記の者は、厚木市住みよいまちづくり条例第54条第1項の規定に基づき立入検査を行う職員であることを証明する。			
		年	月 日
	厚木市長		㊟

(裏)

厚木市住みよいまちづくり条例(抜すい)

(立入検査等)

第54条 市長は、この条例の施行について必要な限度において、事業者若しくは工事施行者から特定開発事業に係る工事その他の行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は関係職員を特定開発事業の区域内に立ち入らせ、工事その他の行為の状況を検査(以下「立入検査」という。)させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 1 号様式 (第20条関係)

第 2 号様式 (第51条関係)